

令和4年度

予算



令和4年度「当初予算」の概要と統廃合に伴う財政状況をお知らせします。

統廃合を進め財政の健全化へ

令和3年度普通会計決算見込において、実質収支黒字は確保できているものの、その中身は合併特例債、過疎債など地方債の発行及び基金の取崩しによるところが大きく、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は令和2年度決算の94.8%を超える見込みで、財政の硬直化が続いている状況です。さらに診療所会計への赤字補てんに多額の一般財源を投入するなど、毎年厳しい財政運営を迫られており、危機感を持って本年度予算編成を行いました。

まず歳入面では、自主財源の根幹をなす「町税」は、15億円程度を見込んでいますが、新型コロナウイルス感染症の状況次第ではさらに税収が厳しくなると思われます。歳入全体の約3割を占める交付税は、平成25年度(53億2千万円)と比べ2億2千万円減(53億円)になると分析しています。また、「ふるさと寄附金」は、前年度は結果的に大幅な増額となりましたが、本年度はコロナ禍の影響を懸念し、前年比5億円減の5億円と見込んでいます。ただし、必要経費などを除くと一般財源へ充てられる実際の金額は多くを見込めません。

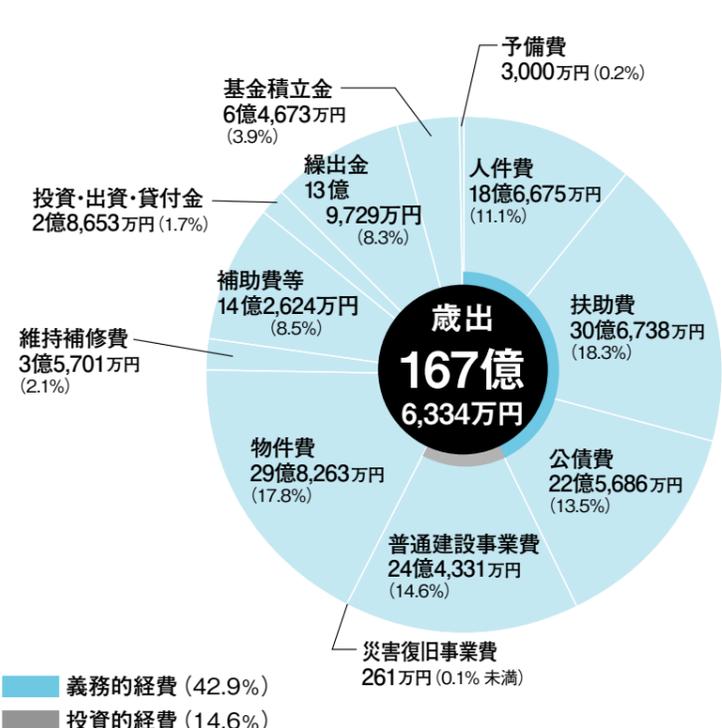
歳出面では、令和元年度から4年間で20%削減を目標に取り組んできましたが、老朽化した公共施設の維持経費は年々増加しているため、今後も徹底した経費削減を行うとともに、交付税算入率の有利な「合併特例債」や「過疎債」などを有効に活用し、合併以降先伸ばしにしていた公共施設の統廃合を進めていきます。

本町は、経常的な経費の縮減や町単独事業の見直しをしなければ、近い将来基金は底をつき、「財政再生団体」に転落する恐れがあります。旧3町で経験した「赤字団体」に再び転落することがないよう、財政の健全化に取り組んでいきます。

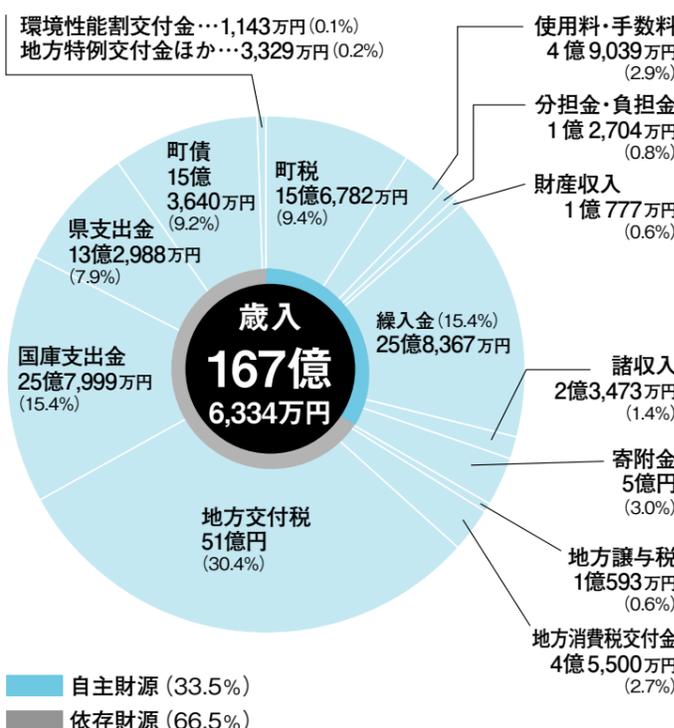
一般会計歳出【目的別グラフ】

議会費	1億2,395万円 (0.8%)
総務費	19億8,945万円 (11.1%)
民生費	50億5,410万円 (33.2%)
衛生費	18億863万円 (8.9%)
労働費	317万円
農林水産業費	8億4,681万円 (3.3%)
商工費	1億9,606万円 (0.6%)
土木費	16億561万円 (12.3%)
消費費	4億1,216万円 (2.8%)
教育費	17億8,721万円 (8.3%)
災害復旧費	261万円
公債費	22億5,686万円 (14.5%)
諸支支出金・予備費	6億7,672万円 (4.2%)

一般会計歳出【性質別グラフ】



一般会計歳入



特別会計予算

特別会計	予算等金額
同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,709万円
国民健康保険事業特別会計	27億4,499万円
後期高齢者医療特別会計	3億556万円
国民健康保険福智町立診療所事業特別会計	4億3,437万円
田川郡町村公平委員会特別会計	255万円

用語説明

【一般会計と特別会計】
地方公共団体の会計のうち「一般会計」は基本的・全般的な経費を管理する会計で、「特別会計」は特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して管理するための会計です。

【歳入】
▼町税：みなさんに納めていただく「町民税」、「固定資産税」、「たばこ税」、「軽自動車税」などの税金です。
▼地方交付税：市町村の財政力に応じて国から交付されるお金で「普通交付税」と「特別交付税」があります。「地方交付税」は、団体間の財政力の不均衡をなくし、どの住民にも一定の行政サービスが行えるよう、国税(所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)として集められた財源のうち一定割合の額を、地方公共団体に再配分するものです。
▼町債：町の借入金(借金)で償還が2年以上にわたるものです。公共施設建設のように一時的に多額の経費を必要とし、かつ長期間にわたって利用できるもの財源にあてられます。
▼国庫支出金：市町村が行う特定の事業に対して国から交付されるお金で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類されます。
▼県支出金：市町村が行う事業に対して県から交付されるお金で、通常は使途が特定されます。
▼繰入金：積立金(基金)の取り崩し金や他の会計から繰り入れたお金です。

【目的別歳出】
地方公共団体が行う事業を目的別に分類するもので、行政サービスの水準や行政上の特色などを知らることができます。
▼議会費：議会運営のための経費です。
▼総務費：行政全般の事務などに関する経費です。
▼民生費：障害者、高齢者に対する福祉の充実や子育て支援などの経費です。
▼衛生費：環境保全、疾病予防、健康増進などの経費です。
▼農林水産業費：農林業振興ための支援や生産基盤整備などの経費です。
▼商工費：商工業や観光の振興のための経費です。
▼土木費：道路や河川、公園、施設建設など社会資本整備のための経費です。
▼教育費：学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。
▼公債費：事業を行うために借りたお金(町債)の元金・利子や一時借入金の利息を支払うための経費です。
▼諸支支出金：他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目です。各種基金への積立金、土地取得費等があります。
▼予備費：予算編成の際、予期しなかった支出に対応するための科目です。

【性質別歳出】
地方公共団体の経費を性質別に分類するもので、義務的経費、投資的経費、その他の経費に区分できます。義務的経費は支出が義務づけられている経費で、投資的経費は行政水準の向上にかかる経費です。
▼人件費：議員報酬、職員給与などです。
▼物件費：賃金、旅費、交際費、需用費など消費的性質をもつ経費です。
▼維持補修費：道路や公共施設などを管理するために必要な経費です。
▼扶助費：社会保障制度の一環として、高齢者、児童、心身障害者などに対して行う支援のための経費です。
▼補助費等：町から他の団体などに対して行政上の目的から支払う経費です。報償費(講師謝金等)、役務費(保険料等)、負担金・補助金及び交付金(助成金等)などが該当します。
▼普通建設事業費：道路や公共施設の新増設に必要とされる経費です。
▼災害復旧事業費：災害で被災した施設などを復旧するための経費です。
▼失業対策事業費：臨時に就職の機会を与えることを目的に、建設事業などを行うための経費です。
▼公債費：町の借金などを償還するための経費です。
▼積立金：財政運営を計画的にするため財源変動に備えて積立てる経費です。
▼繰入金：一般会計、特別会計、基金との間で、相互に資金運用をするための経費です。